

I 業務概要

1. 業務名称 (高知県立幡多けんみん病院 蒸気・給湯配管更新工事基本設計委託業務)

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 (高知県立幡多けんみん病院)
 (2) 施設の場所 (高知県宿毛市山奈町芳奈3番地1)
 (3) 施設用途 (病院)

3. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 (129,383.36 m²)
 b. 用途地域及び地区の指定 (-)

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積 (25,738.90 m²)
 b. 主要構造 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
 c. 浄化槽構造・規模 (-)
 (-)
 d. 耐震安全性の分類 (-)

[「官庁施設の総合耐震計画基準」 (平成19年12月18日付け国営計第76号) による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。]

1) 構造体 - 類
 2) 建築非構造部材 - 類
 3) 建築設備 - 類

(3) 設計委託料算定用概算工事費 (消費税及び地方消費税10%を含む)
 未定

(4) 予定工期 (令和 8 年 9 月 30 日 ~ 令和 9 年 3 月 10 日)

(5) 設計コンセプト

幡多けんみん病院の既存蒸気・給湯配管設備の全面改修を行う。
 単なる更新ではなく、現状の問題点を整理し、給湯蒸気の供給方式の見直しを検討する。
 病院を使用しながらの工事施工となることを踏まえた仮設計画及び施工スケジュールの作成も行う。

(6) その他の条件 (基本的な考え方)

病院機能への影響を最小限にするための更新計画
 履行実績及び配置予定技術者の要件は公告(個別事項)による。

Ⅱ 業務仕様（共通）

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、□印の付いたものは、■印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者等の資格要件

1) 管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法による設備設計一級建築士または建築設備士
- 建築士法による一級または二級建築士
- 建築士法による建築設備士

3. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、企画提案書により提案された履行体制において当該業務を履行する。

4. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

- ①機械工事基本設計
- ②電気工事基本設計（給湯・蒸気設備更新に伴うもの）
- ③建築工事基本設計（給湯・蒸気設備更新に伴うもの）

上記に必要な現地調査を含む。

(2) 追加業務

- ①概算工事費の算出業務
- ②構造や関連設備の確認
配管機器類の荷重による、構造上の安全性の確認
- ③仮設計画の作成
足場や施工用重機の配置、仮設用機器（蒸気・給湯設備など）の計画
- ④施工スケジュール（案）の作成
- ⑤その他基本設計に必要な事項の検討

・アスベスト調査（外部機関によるサンプル費及び分析費10箇所10検体含む）
2重張の奥の部材、分解を伴うもの、足場が必要なものなどは別途協議とします。

5. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 概算算出業務は、調査職員の承諾を受けた基本計画及び適用基準等によって行う。
- c. 提出された成果物（電子データ含む）については、当該施設に係る実施設計の

- 受託者および施工業者に貸与し、実施設計業務及び当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- d. 現場並びに周囲の状況を十分調査し、工事中及び将来問題となる事項のないよう設計に配慮すること。
- e. 関係法令を遵守し、関係官公庁及び各事業者等と十分打ち合わせを行い、その内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うこと。
- f. 個人情報の保護について
- 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(参考) 個人情報保護制度に関するアドレス

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/ioko-kojin-index.html>

(2) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行う。

各打ち合わせ記録は、書面にして調査職員に提出すること。

- a. 業務着手時
- b. 中間報告時及び最終報告時
- c. その他
- ・ 条件整理、比較検討、方針決定等、調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 建築	(年版等)
■ 建築工事設計図書作成基準	(R 2)
■ 建築設計基準	(R 7)
■ 建築構造設計基準	(R 3)
■ 建築工事標準詳細図	(R 4)
□ 擁壁設計標準図	(H 1 2)
□ 構内舗装・排水設計基準	(H 2 7)
□ 官庁施設の環境保全性基準	(R 4)
■ 官庁施設の総合耐震計画基準	(H 2 5)
■ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準	(H 8)
□ 敷地調査共通仕様書	(R 4)
■ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	(R 7)
■ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	(R 7)
□ 木造建築工事標準仕様書	(R 7)
■ 建築物解体工事共通仕様書	(R 4)
□ 木造計画・設計基準	(R 7)
■ 高知県ひとにやさしいまちづくり条例	(高知県)
b. 建築積算	
■ 公共建築工事積算基準	(R 5)

■ 公共建築工事標準単価積算基準	(	R 7	)
■ 公共建築数量積算基準	(	R 5	)
■ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）	(	R 5	)

c. 設備

■ 建築設備計画基準・同要領	(	R 6	)
■ 建築設備設計基準	(	R 6	)
■ 電気設備工事設計基準	(	高知県	)
■ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	(	R 7	)
■ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	(	R 7	)
■ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	(	R 7	)
■ 電気設備工事監理指針	(	R 4	)
■ 機械設備工事設計上の申し合わせ	(	高知県	)
■ 機械設備工事施工要領	(	高知県	)
■ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	(	R 7	)
■ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	(	R 7	)
■ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	(	R 7	)
■ 機械設備工事監理指針	(	R 4	)
■ 高知県やさしいまちづくり条例	(	高知県	)
■ 建築設備設計計算書作成の手引	(	R 3	)
■ 建築設備耐震設計・施工指針	(	2014年版	)
■ 排水再利用・雨水利用システム計画基準	(	H 2 8	)
■ 官庁施設の総合耐震計画基準	(	H 2 5	)
■ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準	(	H 8	)
■ 官庁施設の環境保全に関する基準	(	R 7	)

d. 設備積算

■ 公共建築工事積算基準	(	R 5	)
■ 公共建築工事標準単価積算基準	(	R 7	)
■ 公共建築設備数量積算基準	(	R 7	)
■ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）	(	R 5	)

(注) 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等（以下、「特殊な工法等」という。）を採用しようとする場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。（「共通仕様書」3.3 2.）
この場合、特殊な工法等を採用する理由並びに価格及びライフサイクルコストの比較その他調査職員の指示による資料を提出すること。
なお、特殊な工法等の製造者等は原則として3者以上であること。また、構造計算等が製造者等ごとにそれぞれ必要となる場合は、原則として3者以上について設計図を作成し構造計算を行うこと。

6. 貸与する図書及び資料

貸与物品は次のとおりとする。貸与を希望する場合は、書面において申し出ること。
なお、貸与物品は完了検査時にすべて返却すること。

■ 原建築主体工事設計図書

意匠図 ■ 全て □ 一部 () (□ CADデータ ■ 紙)

構造図 ■ 全て □ 一部 () (□ CADデータ ■ 紙)

構造計算書 ■ 有り □ 無し

■ 原設備工事設計図書

電気設備図 □ 全て ■ 一部 () (■ CADデータ □ 紙)

機械設備図 □ 全て ■ 一部 () (■ CADデータ □ 紙)

7. 成果物の提出場所 (土木部建築課)

データを電子媒体(CD-R等)で提出する場合は、電子納品運用に関するガイドライン
(委託業務編)に準じたものとする。

県庁ホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/cals-dl.html>)

電子納品運用に関するガイドライン 委託業務編 参照

8. その他

(1) 地震地域係数 $Z=1.0$ とする。

(2) 吊り天井の脱落対策について

特定天井(建築基準法施行令第39条第3項の特定天井をいう。以下同じ。)に該当する天井に加え、屋内運動場等の大規模空間の主室(倉庫や廊下等は含まない)については、高さが6mを超える天井、又は、水平投影面積が200㎡を超える天井についても、特定天井の構造基準に準拠して脱落対策を行うこと。

(3) □ 建築士法第22条の3の3に定める記載事項の届出

本業務の落札者は、建築士法第22条の3の3に定める記載事項を、別添の「建築士法第22条の3の3による記載事項(変更)届出書」により契約時
発注者へ届け出ること。変更が生じた場合についても同様とする。

(※ 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る業務又は増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに係る業務で当該部分の面積が300㎡を超える業務が適用対象。)

(4) 建築設計等委託業務の成績評定

当初業務委託料が500万円以上の場合、成績評定の対象となる。

(高知県土木部建築課ホームページ:「高知県建築設計等委託業務成績評定要綱・要領」参照)

(5) 調査職員との連絡を密にし、打ち合わせを行った後に作業に取り掛かること。

(6) 受注者は、委託業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。

(7) 本業務の委託料には、特別経費として次の経費を含んでいる。

RIBC使用料	0	円(消費税込)
---------	---	---------

アスベスト分析費	398,200	円(消費税込) 10箇所10検体
----------	---------	------------------

(8) 本業務の委託料には、手数料として次の経費を含んでいる。

構造計算適合性判定手数料	0	円(非課税)
--------------	---	--------

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	0	円(非課税)
----------------------	---	--------

9. 成果物

成果物	内容等	製本形態及び部数
a. 説明書 ■ 基本設計説明書 ■ 改修項目一覧表	■ 書類 ・設計条件の整理 ・基本設計説明書（計画方針、計画概要） ・改修項目一覧表（機・電・建共） ・更新機器一覧表（機・電共） ・建築工事仕様概要書、仕上概要表	基本設計書 2つ折製本 A3版 1部 A4版 5部 CD-R 2枚 資料 A4版ファイル 1部
b. 基本設計図 1) 機械設備 ■ 機械設備基本設計概要書 ■ 機械設備基本設計図 2) 電気設備 ■ 電気設備基本設計概要書 ■ 電気設備基本設計図 3) 建築工事 ■ 建築工事基本設計概要書 ■ 建築工事基本設計図	■ 図面 ・系統図（機械・電気共 更新前後） ・平面図（機械・電気・建築共） ・仮設計画図（機械・電気・建築共 搬入含）	
c. 工事費概算書 ■ 改修項目一覧表 ■ 機械設備 ■ 電気設備 ■ 建築工事 ☐ 営繕積算システムRIBC	■ 書類	
d. その他の資料 ■ 現地調査資料 機械、電気、建築 ■ 構造関連 ■ 各種技術資料 ■ 施工スケジュール ■ 地下蓄熱槽の後処理検討 ■ 発注方式の検討資料 ■ その他	■ 書類 ・既存設備の劣化度調査（写真含む） ・問題点整理、法令上の諸条件整理（防火区画等） ・機器の耐用年数、メカ・施設へのヒアリング結果 ・アスベスト調査（目視、分析調査） ・機器の荷重による構造上の安全性が確認出来る根拠資料（構造計画、設計概要） ・ステップ図を含む施工全体スケジュール（案） （居ながら施工、仮設計画、撤去計画も含む） ・設計施工分離・設計施工一括発注の比較資料 ・打合せ記録簿、委託業務実施工程表 ・その他技術提案事項の整理	

（注）上記について、協議により、省略追加など、変更することが出来るものとする。